

## 市の行政組織の一部を変更しました

市では、行政組織機能のさらなる効率化や住民サービスの向上を図るため、4月1日から行政組織の一部を変更しました。

今回は、係の新設や統合などを行っています。これにより201係から194係となりました。

### ■係の新設

- 企業誘致や雇用対策などを推進するため、商工観光課に『産業支援係』を新設しました。
- 景観計画の策定や、市の景観形成団体への移行などを進めるため、都市計画課に『景観整備係』を新設しました。
- 牛深支所建設課に、市営住宅の管理や使用料の徴収事務などを担当する『住宅係』を新設しました。

### ■係の統合

- 総務課の「行政係」と「文書法制係」を統合し、『総務法制係』としました。
- 固定資産税課の「土地係」と「家屋係」を統合し、『固定資産税係』としました。
- 地籍調査課の「地籍管理係」と「地籍調査一係」

- を統合し、『地籍管理係』としました。
- 環境課の「環境政策係」と「生活環境係」を統合し、『環境政策係』としました。
- 農業振興課の「果樹園芸係」と「農畜産係」を統合し、『農産普及係』としました。
- 河川港湾課の「河川防災係」と「港湾係」を統合し、『河川港湾係』としました。
- 学校教育課から「教務係」を分離し、教育指導課の「教職員係」と統合し『教務係』としました。
- 社会教育課の「生涯学習推進係」と「青少年係」を統合し、『生涯学習推進係』としました。
- 会計課の「審査係」と「出納係」を統合し、『会計係』としました。
- 選挙管理委員会事務局の「庶務啓発係」と「選挙係」を統合し、『選挙係』としました。

### ■係の名称変更

- 地籍調査課の「地籍調査二係」(牛深支所内)を『地籍調査係』(同)に名称変更しました。
- 市民課の「市民係」を『窓口係』に名称変更しました。

【問い合わせ先】本庁・総務課人事研修係(内線1221)

## 光化学スモッグにご注意を!

昨年4月27日、本市に初めて「光化学スモッグ注意報」が発令され、その後、5月にも2回発令されました。光化学スモッグは4月ごろから発生しやすくなります。十分にご注意ください。

### ■光化学スモッグとは

自動車や工場などから排出される窒素化合物が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、原因物質となる「光化学オキシダント」が生み出されます。気象条件によって光化学オキシダント濃度が高くなり、白いモヤがかかったようになります。この状態を『光化学スモッグ』と呼びます。

光化学スモッグは、4月から10月ごろにかけて、日ざしが強く、気温が20度から25度以上で、風が弱いときに発生しやすくなります。

### ■健康への影響と、発症後の対応

光化学スモッグが発生すると、●目がチカチカする●目が痛い●涙が出る●のどが痛い●せきが出る●息苦しい●吐き気●頭痛などの症状が出ることがあります。

【問い合わせ先】本庁・環境課環境政策係(内線1283)

症状が出たら、洗眼やうがいを行い、屋内で安静にしてください。症状が改善しないときや、手足のしびれ、呼吸困難などの症状が出たときは、早急に医療機関で診察を受けてください。

### ■注意報などの発令地域が変更

光化学スモッグ注意報などの発令地域が変更され、4月から天草地域(天草市・上天草市・苓北町)を1ブロックとして発令されます。

### ■ホームページで情報を見ることができます

熊本県ホームページで、県内の光化学スモッグなどの大気汚染情報を見ることができます。

【パソコン】<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>

【携帯電話】<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/mobile/index.htm>

※光化学スモッグ注意報などの情報を携帯電話のメールに一斉配信しています。希望する人は、メールアドレス(sky@123123.tv)に空メールを送信し、返信される登録用メールの指示に従って登録してください。

## ご存じですか?災害時要援護者登録制度

### ●災害時要援護者登録制度とは?

一人暮らしの高齢者や重度の障がいがある人など、災害が発生したときに、自力または家族などの支援だけでは避難できない人(災害時要援護者)をあらかじめ登録し、「災害時要援護者登録台帳」を作成します。この台帳を、行政区長や民生委員・児童委員、自主防災組織など地域の人たちに提供し、災害時の救助活動や安否確認などに役立てようというものです。

### ●災害時要援護者とは?

災害時に、自力または家族などの支援だけでは避難できない人や避難先での生活が困難な人で、次のいずれかに該当する人です。

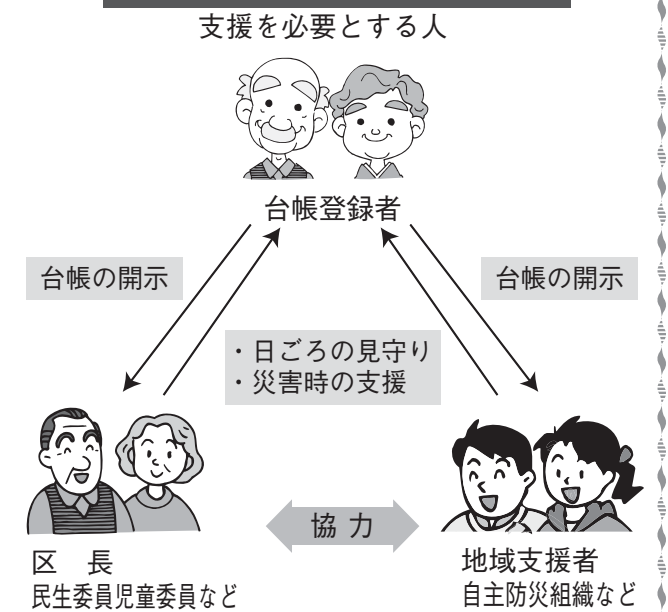
- ▷高齢者(一人暮らしや寝たきりなど)
- ▷身体障がい(視覚・聴覚・肢体など)や、知的・精神・発達障がいのある人
- ▷難病の人
- ▷妊産婦・乳幼児
- ▷日本語がわからない外国人 など

### ●台帳への登録を希望する人は

- ①「災害時要援護者登録台帳」への登録を希望する本人または代理人は、本人の隣近所に住み、災害時に避難支援していただける人(地域支援者)を決めて、地域支援者として同台帳に登録することの同意を得てください。
- ②本庁・社会福祉課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課に備え付けの登録申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください(登録申請書は、本渡地区の各町公民館に

【問い合わせ先】本庁・社会福祉課地域福祉係(内線1405)／牛深支所・保健福祉課／その他の支所・市民生活課

### 災害時要援護者登録制度のしくみ



もあります)。  
 ※登録の際には、避難支援のために必要な個人情報や、行政区長や民生委員・児童委員、自主防災組織などへ提供することに同意していただきます。  
 ※登録申請は随時受け付けています。  
 ※地域支援者には、災害時などにできる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

「災害に強いまちづくり」は、市の取り組みだけでなく、行政区長や民生委員・児童委員、自主防災組織など、地域の人たちのさまざまな『支えあい』『助け合い』が大切です。皆さんのご協力をお願いします。

## 天草宝島国際交流会館ポルトの駐車場について

天草宝島国際交流会館ポルトをご利用の際は、本渡諏訪神社裏の諏訪駐車場をご利用ください(30台駐車可。駐車料金無料)。

### 【問い合わせ先】

天草宝島国際交流会館ポルト ☎241155

